

役員を選任に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人におい・かおり環境協会（以下、「本協会」という。）定款第23条に基づき、理事及び監事（以下、「役員」という。）の選任に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(理事会及び運営検討会議の責務)

第2条 理事会は、本協会の役員選任に関する業務を執行する。

2 理事会は、自薦又は他薦により提出された理事立候補届又は理事候補届の受理の可否に関する確認を運営検討会議に付託し、その結果に基づいて理事候補者を決定する。

(役員候補者の選出方法)

第3条 本協会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

- 一 理事候補者は第4条に定める要件を満たす者とし、その選出方法は自薦及び他薦による候補者から理事会の議決を経て選出する。
- 二 監事候補者は第4条に定める要件を満たす者とし、その中から理事会の議決により、選出する。

(役員候補者の資格要件)

第4条 役員候補者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- 一 第8条の公示を行った時点以降も本協会の正会員であること。
 - 二 海外に在住していないこと又は海外に在住する見込みがないこと。
 - 三 本協会の年会費が未納でないこと。
- 2 正会員営利法人又は正会員公益法人のいずれかに所属している者で、個人正会員でない者は、その法人が前項の要件を満たしており、登録代表者の許可を得ている場合に該当する法人につき1名まで役員候補となることができる。
- 3 前項の場合に、登録代表者の許可とは、「様式1」に示す役員候補許可証が事務局に提出されていることをいう。

(理事候補者の推薦要件)

第5条 理事候補者として、自薦又は他薦するために必要とする要件は、以下のとおりとする。

- 一 自薦の場合は、第6条に定める要件を満たしている推薦者1名以上からの推薦を得ていること。
- 二 他薦の場合は、推薦する理事候補者が第4条に定める要件を満たしていること、かつ同一推薦者が推薦することが出来る理事候補者は1名であること。

(推薦者の資格要件)

第6条 推薦者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- 一 第8条の公示を行った時点及びそれ以降、本協会の正会員であること。
 - 二 本協会の年会費が未納でないこと。
 - 三 理事に立候補するものでないこと。ただし、被推薦人が他の候補者を推薦する場合はこれを妨げない。
- 2 正会員営利法人又は正会員公益法人のいずれかに所属している者で、個人正会員でない者は、その法人が前項の要件を満たしており、登録代表者の許可を得ている場合に当該法人につき1名まで、推薦者になることができる。
- 3 前項の場合に、登録代表者の許可とは、「様式2」に示す推薦者許可証が事務局に提出されていることをいう。

(理事公募内容の確定)

第7条 理事会は、理事の任期満了日の属する年度の前年度の10月までに、以下に定めるものを決定しなければならない。

- 一 次期の理事の数
- 二 任期
- 三 理事候補の受付開始日
- 四 理事候補の受付締切日
- 五 理事候補に関する手続きの内容
- 六 総会開催日(選任時期)
- 七 総会における選任方法
- 八 投票の詳細
- 九 第15条5項で定める留任する理事の推薦順位
- 十 その他

(理事改選の周知)

第8条 理事会は、理事の改選実施を以下の媒体を用いて、広く周知しなければならない。

- 一 本協会の機関誌
 - 二 本協会のホームページ
- 2 前項に挙げる媒体に掲載する期間は、以下のとおりとする。
- 一 理事の改選の実施がある旨の告知は、改選する年度の前年度の4月から公募が締め切られるまでの間
 - 二 前条の告知は、機関誌の場合には、その決定した日より公募が締め切られるまでに発行される号までの間とし、本協会のホームページの場合には、その決定した日より公募が締め切られるまでの間

(理事立候補者届)

第9条 理事に立候補しようとする者は、「様式3」の公益社団法人におい・かおり環境協会理事立候補者届出書及び「別紙」の履歴書に必要事項を記入し、郵送にて本協

会が指定した期日（消印有効）までに事務局に提出しなければならない。ただし以下の事項に該当するものは無効とする。

- 一 理事立候補者の自署及び捺印のないもの
- 二 理事立候補者の顔写真のないもの
- 三 推薦者の自署及び捺印のないもの

（推薦による理事候補者届）

第10条 理事候補者を推薦しようとする者は、「様式4」の公益社団法人におい・かおり環境協会理事推薦候補者届出書及び「別紙」の履歴書に必要事項を記入し、郵送にて本協会が指定した期日（消印有効）までに事務局に提出しなければならない。ただし以下の事項に該当するものは無効とする。

- 一 推薦者の自署及び捺印のないもの
- 二 理事候補者の顔写真のないもの
- 三 理事候補者の自署及び捺印のないもの

（理事候補者の名簿等情報の公表）

第11条 理事会は総会の議案として、以下の内容で作成した理事候補者名簿をその年度の最後の理事会で決定し、ホームページにて公表する。

- 一 理事候補者の氏名
- 二 理事候補者の性別
- 三 理事候補者の年齢
- 四 理事候補者の所属先名称及び職種内容
- 五 理事候補者の主な活動歴（本協会での活動歴及び所属先での職務経歴）
- 六 理事立候補者の場合には、立候補の理由・抱負
- 七 他薦候補者の場合には、推薦者氏名
- 八 推薦者の勤務先名称及び職種内容
- 九 他薦候補者の場合には、推薦理由
- 十 理事候補者の顔写真

（理事候補者定数未達時の措置）

第12条 理事候補者数が、理事会において定めた定数に満たない場合、運営検討会議は、不足する理事数を対象に、一定の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行うことができるものとする。

- 2 前項の手続き方法は、当初候補の受付に準ずるものとする。

（郵便投票）

第13条 総会に出席できない正会員は、予め投票することができるものとする。ただし、この場合においては次に掲げる条件をすべて満たすことを必要とする。

- 一 投票は記名投票であること

- 二 信書便法の定めに従い、郵送によること
 - 三 投票は、投票用紙に記載された内容に従って行うこと
 - 四 提出期限の期日（当日消印有効）までに事務局に到着すること
- 2 郵送による投票は、理由のいかんを問わず、投票用紙の差し替え、取り消しはできないものとする。また郵便により投票したものは、総会における投票もできないものとする。
- 3 前項の投票用紙は、予め本協会が指定した様式を用いるものとし、それと異なる様式の用紙を用いた投票は無効とする。

（郵便投票に関わる協会の守秘義務）

第14条 本協会は、郵送により記名投票した者の匿名性を確保しなければならない。

- 2 本協会は、郵送により提出された投票用紙は事務局において厳重に保管し、総会当日の投票時までの間、その投票総数以外の情報は非公開とする。

（役員を選任方法）

第15条 理事の選任は、次のとおりとする。

- 一 理事候補者数が、理事会において定めた定数よりも多い場合には、正会員による投票を行い、本条第2項第4号に示す方法により定数まで上位の得票数を取得した者をもって選任する。
 - 二 理事候補者数が、理事会において定めた定数と同数、又は定数以下の場合には、正会員による信任投票を行い、本条第2項第4号に示す方法により信を得た者をもって選任する。
 - 三 第1号において、得票数が同数の理事候補者が出た場合には、総会の議長が選出する者を決定することが出来るものとする。
 - 四 投票の方法は、次に掲げるものとし、投票された得票数をそれぞれ合算して決するものとする。
 - イ 総会に出席した正会員による直接投票
 - ロ 総会に出席できなかった正会員による事前の郵便投票
 - 五 投票の結果、定款第23条第4項並びに第5項に抵触した場合には、第1号にかかわらず、当該理事候補者の内得票数の多いものより、定款に抵触しない数のものまでを選任し、それ以外のもは理事候補者から除外され、除外されなかった理事候補者の内から、定数まで上位の得票数を得た者をもって選任する。
- 2 監事の選任は、次に掲げる正会員による信任投票を行い、投票された得票数をそれぞれ合算して、過半数をもって決する。
- 一 総会に出席した正会員による直接投票
 - 二 総会に出席できなかった正会員による事前の郵便投票
- 3 本条第1項第4号ロ及び第2項第2号で定める郵便投票した者が総会に出席した場合、総会当日は投票することができない。
- 4 総会における理事選任の結果、第7条で定めた理事の員数より少ない場合において

も、定款に定める最小員数を下回らなければ、可決した理事の員数をもって理事選出が成立したものとする。

5 総会における理事選任の結果、定款に定める理事の最小員数を下回った場合には、理事会で定めた順位に従って、辞任した理事の内より不足する員数の留任者を留任した理事と定めて、理事選出が成立とする。

6 前号の規定により留任した理事の任期は、後任の理事が決定するまでとする。

7 定款に定める最小員数に足る員数の理事の選任は、当該総会終了後3カ月以内に本規程に則り、理事の選任を行わなければならない。

(役員欠員)

第16条 役員に欠員が生じる場合は、直近の総会で欠員数の役員選任を行うことができる。

2 役員選任方法は通常の役員選任に則して速やかに行うものとする。

3 役員が任期の満了又は辞任により、定款で定めた役員の最小員数に欠ける場合には、新たに選任された役員が就任するまで、当該役員がなお役員としての権利義務を有する。

(理事の変更登記)

第17条 理事が選任された後は、2週間以内に理事の変更登記手続きを行わなければならないものとする。

(役員名簿公表)

第18条 役員が選任されたときは、機関誌やホームページにより速やかに会員へ次の事項を公表するものとする。

- 一 氏名
- 二 性別
- 三 所属先名称
- 四 役職名

2 前項各号の内容について役員に異動があったときは、すみやかに最新の名簿情報を公表するものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるものの他、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第20条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならないものとする。

(附則)

第21条 この規程は、平成26年5月29日から施行する。

役員候補許可証

公益社団法人 におい・かおり環境協会
会長 殿

貴協会役員選任にあたり、本法人職員_____を役員候補として許可する。

年 月 日

法人名：_____

会員登録代表者：_____ 印

推薦者許可証

公益社団法人 におい・かおり環境協会
会長 殿

貴協会役員選任にあたり、本法人職員_____を推薦者として許可する。

年 月 日

法人名： _____

会員登録代表者： _____ 印

公益社団法人におい・かおり環境協会理事立候補者届出書

1. 届出書の提出日： 年 月 日

2. 立候補者調書（詳細は別紙履歴書に記載すること）

①氏名：

②所属先：

（所属先には部署、役職及び職種を明記すること）

③勤務先住所：〒

④連絡先： TEL/e-mail

（日中連絡が取れるもの、記載したものが自宅なのか所属先（部署、役職を記載）なのかを明記すること）

⑤本協会における役員及び委員会等経験の有無：

（有りの場合は、主な役員及び委員会等の種類及び期間）

⑥立候補の理由・抱負（200字程度）：

（明瞭簡潔に記述すること。本欄に「別紙」と明記の上、別紙を添付してもよい。）

3. 推薦者調書（推薦者が複数の場合、本欄には代表者が記入し、他推薦者は別紙に記入添付すること）

①氏名（自筆）： 印

②連絡先（日中連絡が取れるもの、記載したものが自宅なのか勤務先（部署、役職を記載）なのか明記すること）

住所：〒

勤務先：

TEL/e-mail：

③立候補者を推薦する理由（200字程度）：

（明瞭簡潔に記述すること。本欄に「別紙」と明記のうえ、別紙を添付してもよい。）

以上、届出内容には間違いありません。

理事立候補者氏名（自筆） _____ 印

(様式4)

